



内閣府
男女共同
参画局

女性に対する
暴力を
なくす運動

11月12日～25日



ひとりでは
まずは相談!

©西原理恵子

女性に対する暴力の 現状と課題

(配偶者からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力等)

令和4年3月

内閣府男女共同参画局

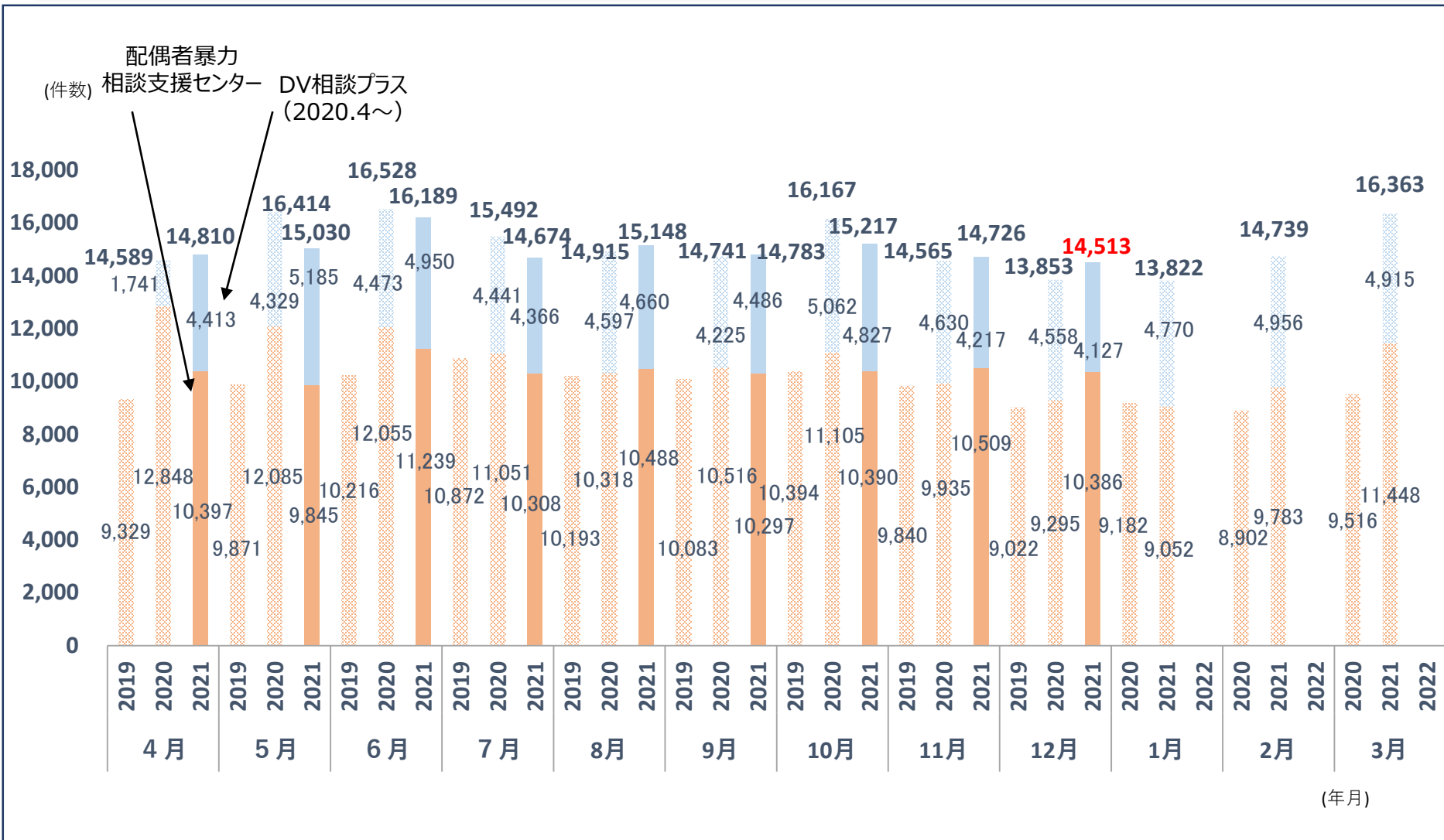
目次

配偶者からの暴力(DV)	・ ・ ・ ・ ・	1
性犯罪・性暴力	・ ・ ・ ・ ・	26
女性に対する暴力に関する 外国政府からの指摘	・ ・ ・ ・ ・	38

配偶者からの暴力(DV)

DV相談件数の推移

- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年度の相談件数は、18万2,188件であり、2019年度の約1.5倍。
- ✓ 2021年12月の相談件数は、1万4,513件となっている。



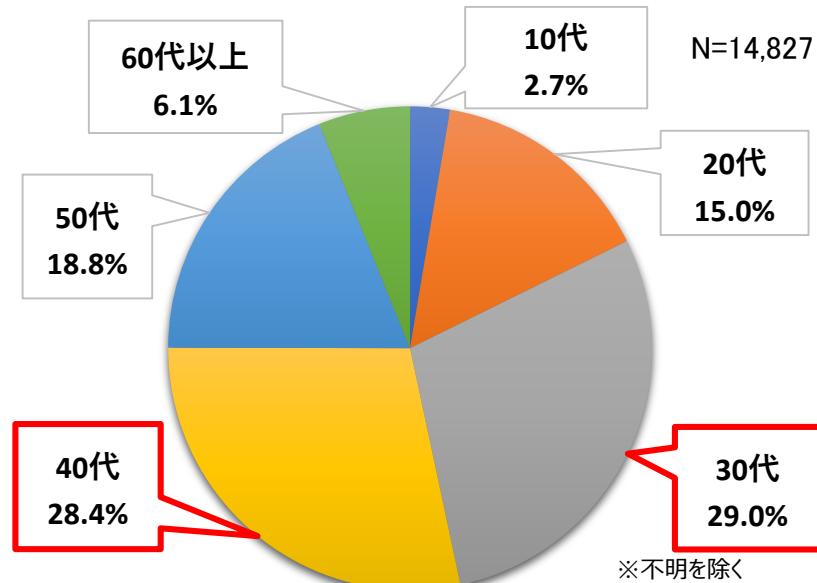
(出典)内閣府男女共同参画局調べ

※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3年12月31日時点の暫定値

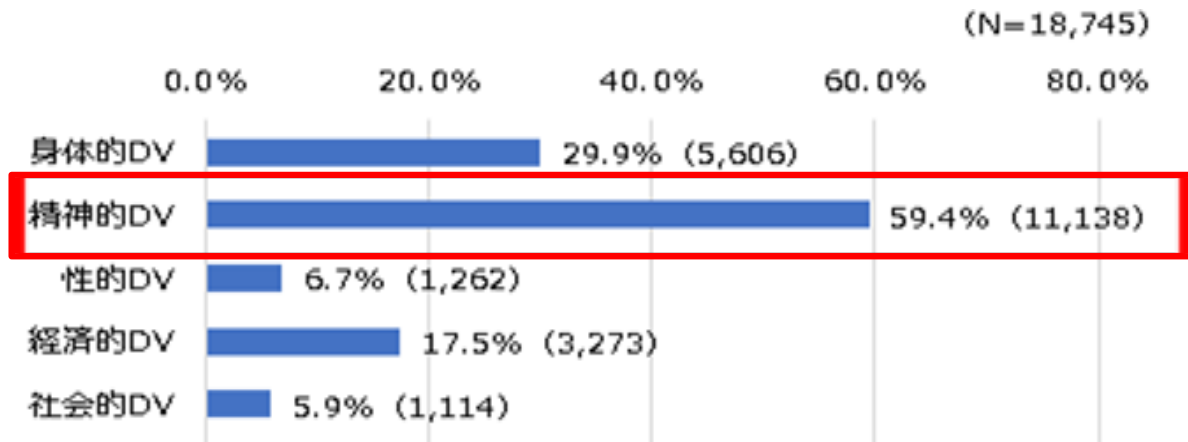
DV相談者の年齢・相談内容

相談者の年齢

30代～40代で全体の約6割を占める。

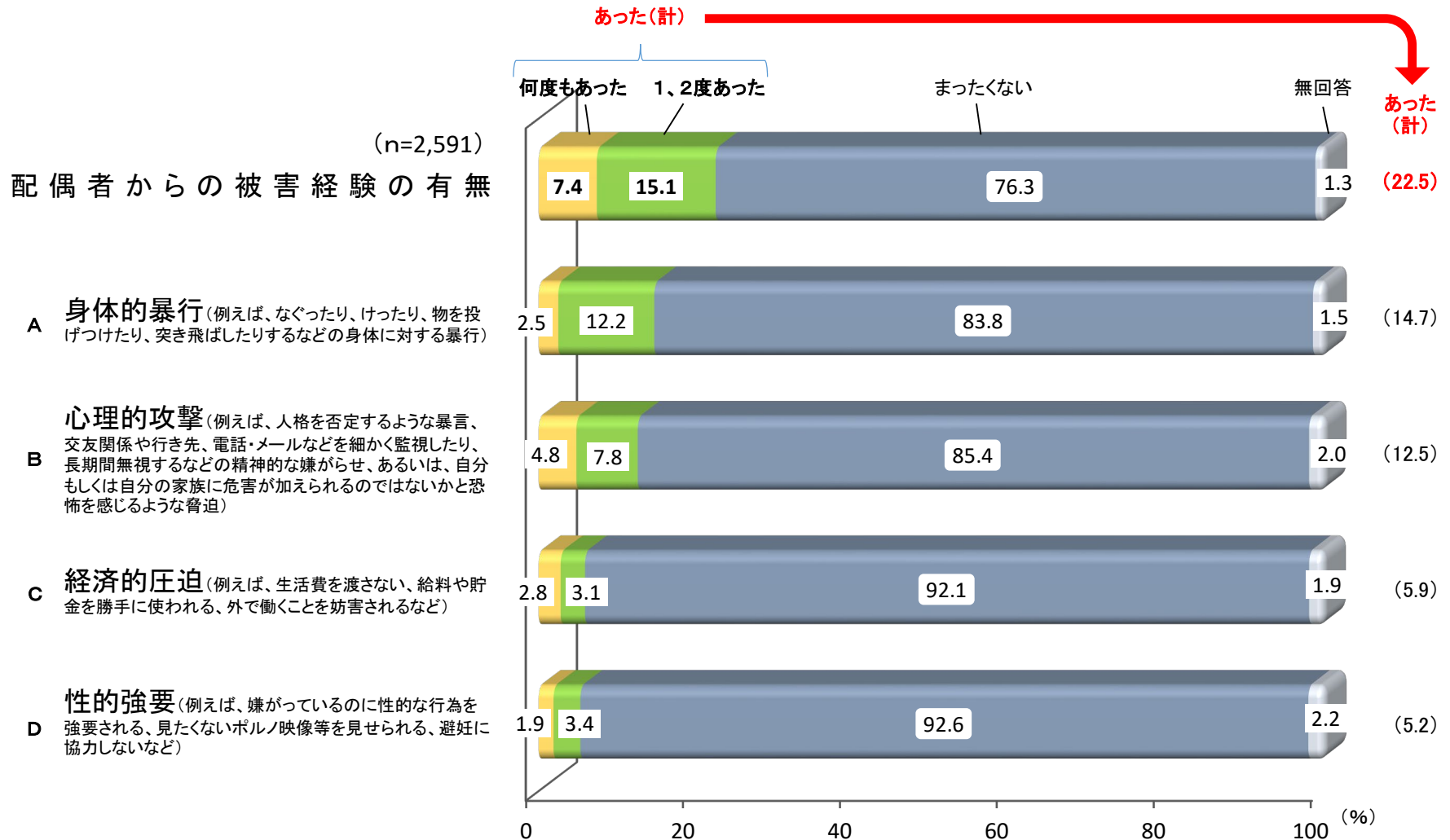


相談内容（複数回答）



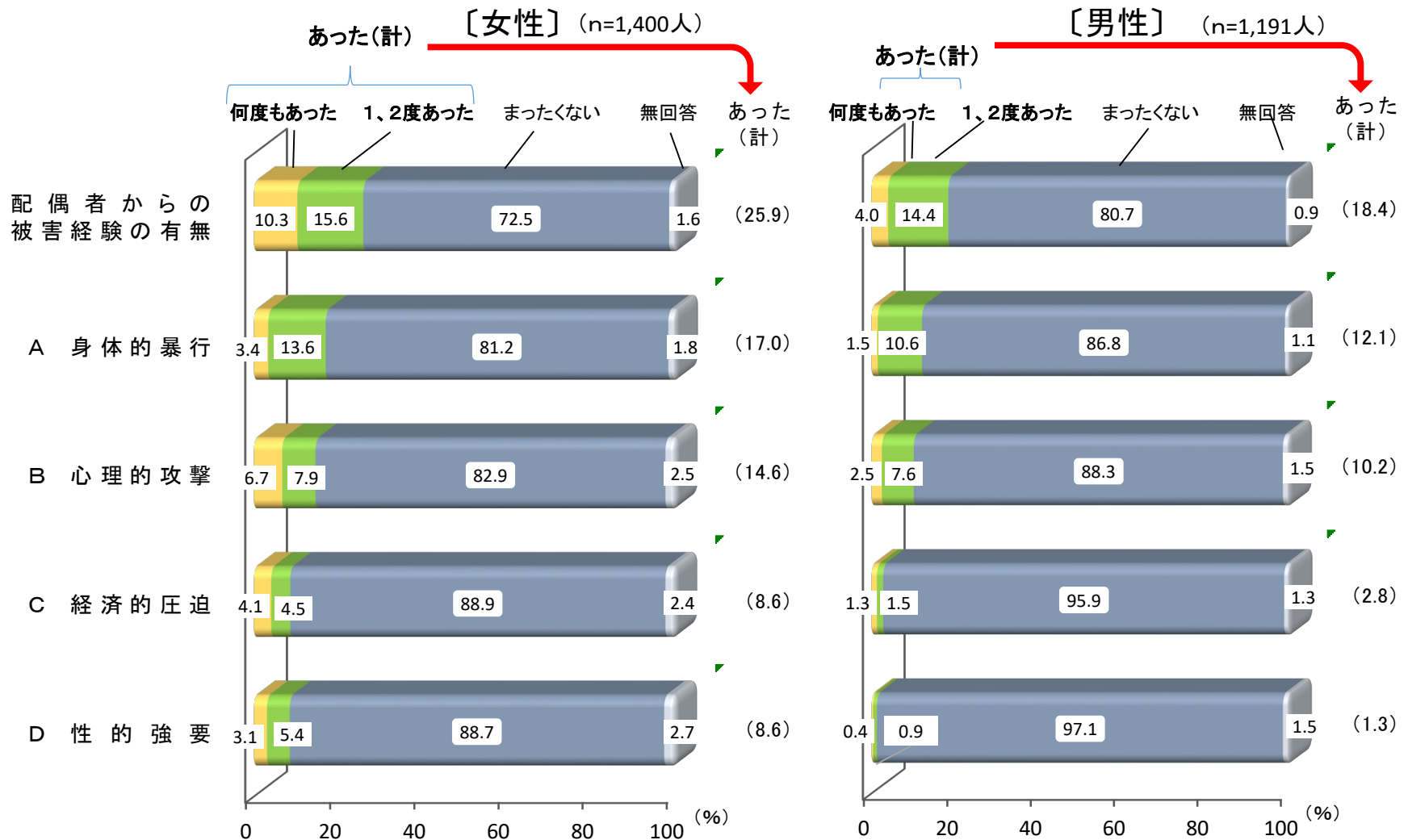
配偶者からの暴力(DV)の被害経験

約4人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある



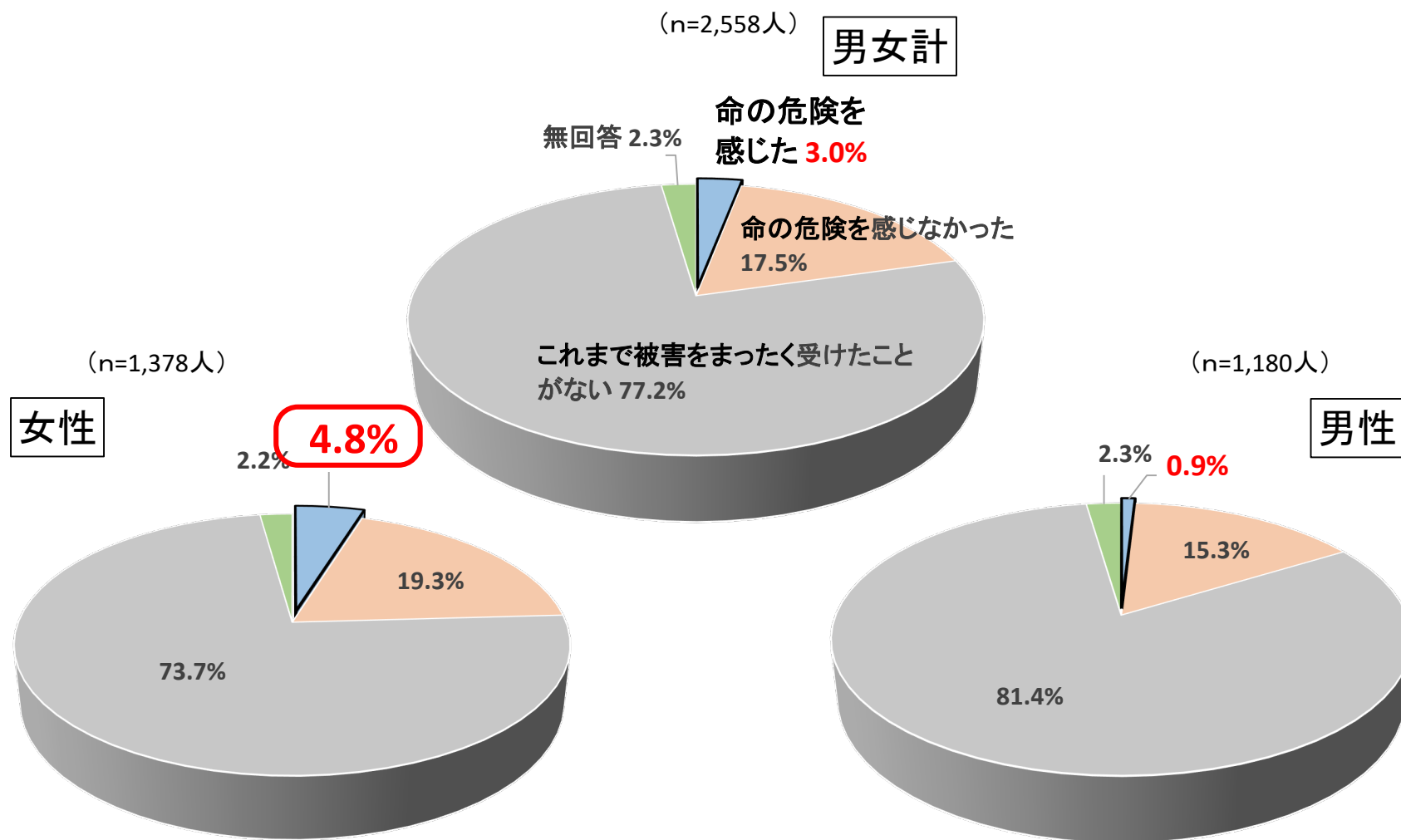
配偶者からの暴力の被害経験(男女別)

- ・暴力の**いずれの行為も**、**女性の方が被害経験者の割合が高い**
- ・**女性の約4人に1人は被害経験があり、約10人に1人は何度も受けている**



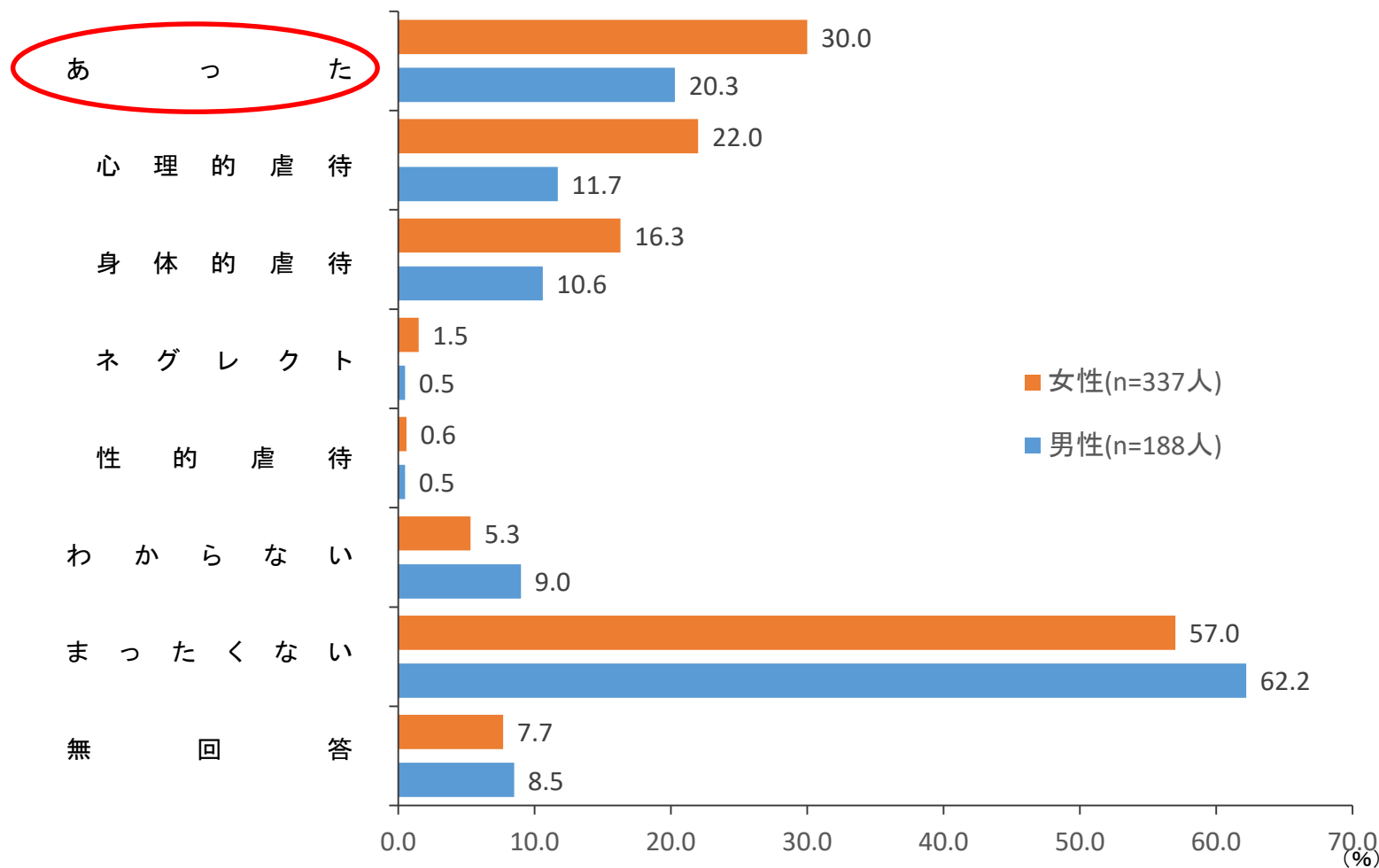
配偶者からの暴力被害により命の危険を感じた経験

女性(婚姻経験者)の約**21人に1人**が**命の危険を感じた**ことがある



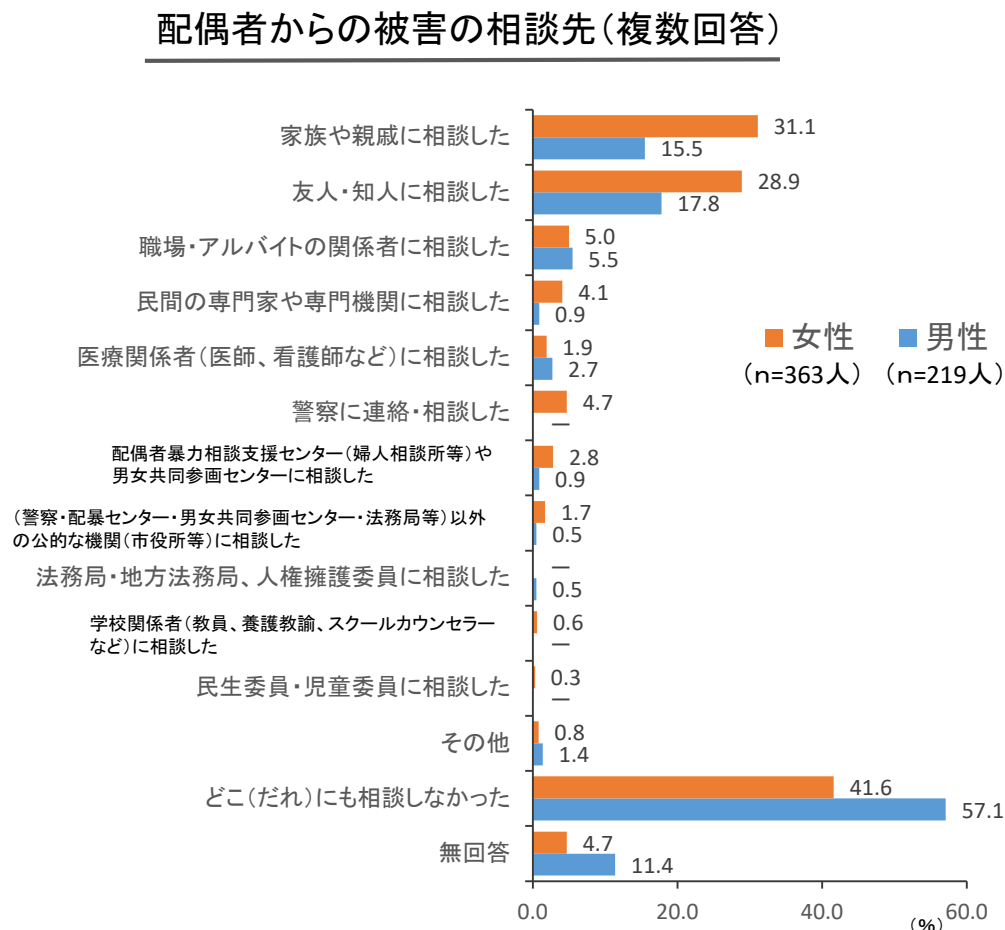
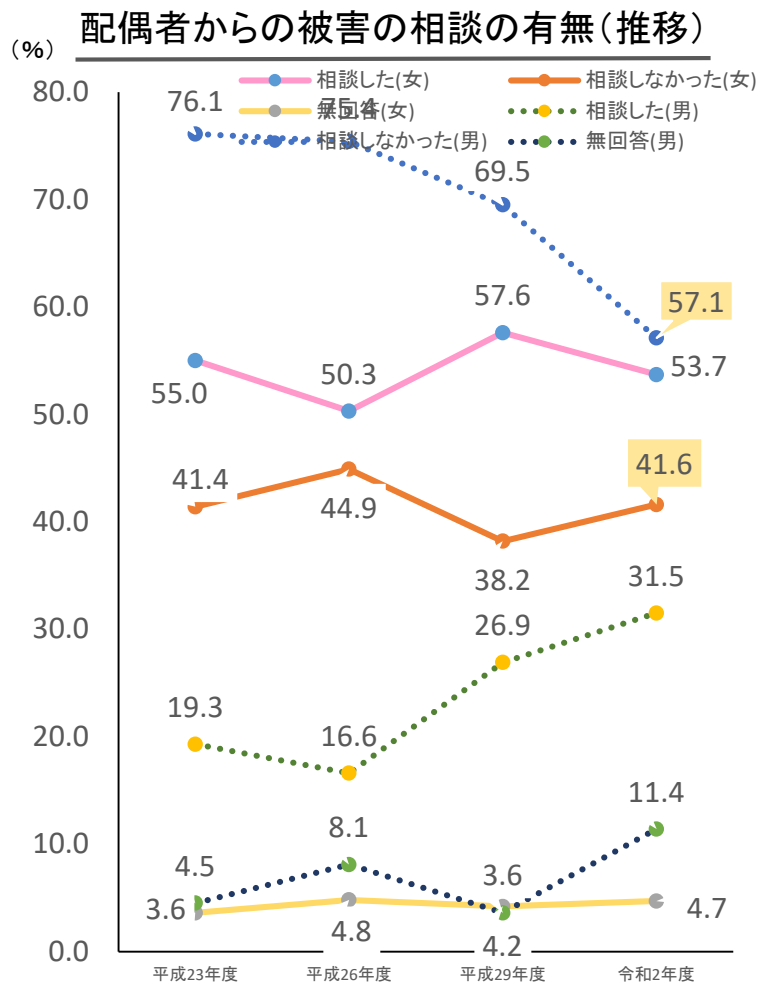
配偶者による子供への被害経験(複数回答)

子供のいる被害女性の約3割が、子供への被害経験も認識



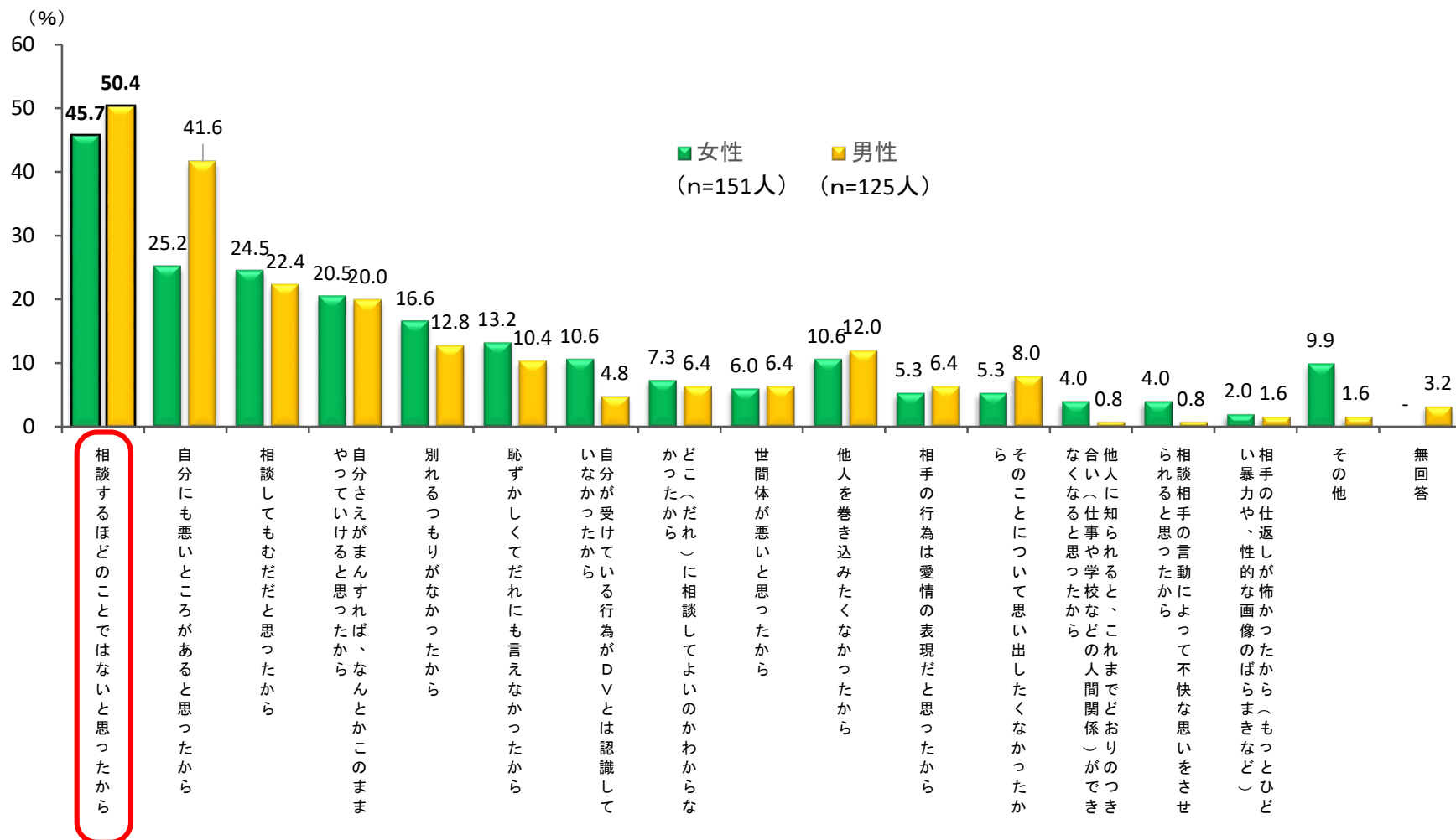
配偶者からの暴力被害の相談の有無、相談先

- ・女性の約4割、男性の約6割はどこ(誰)にも相談していない
- ・相談先の大多数は、家族・親戚、友人・知人



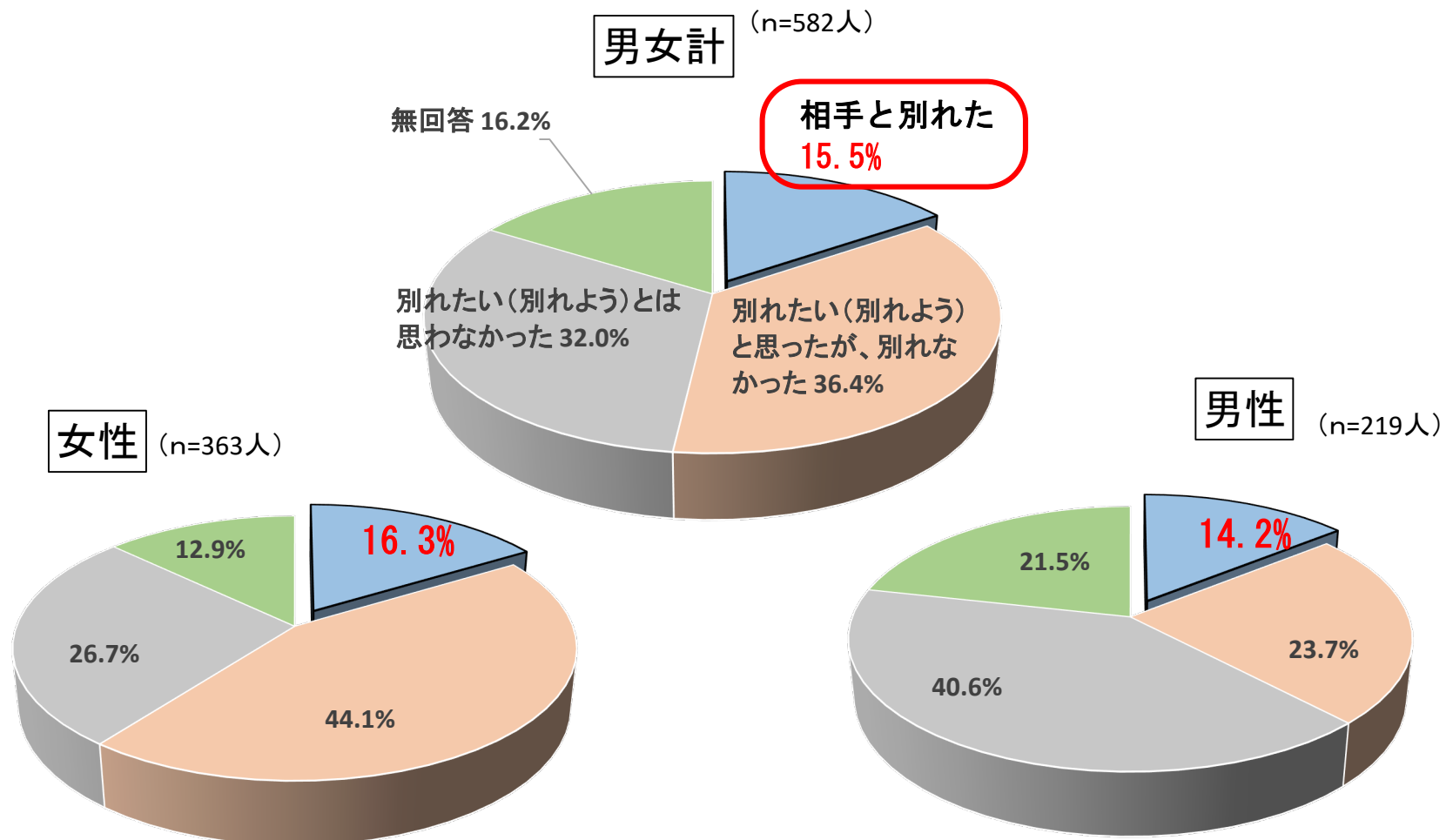
配偶者からの暴力被害を相談しなかった理由(複数回答)

男女とも、相談するほどではないと思ったからが最も多い



配偶者から暴力被害を受けたときの行動

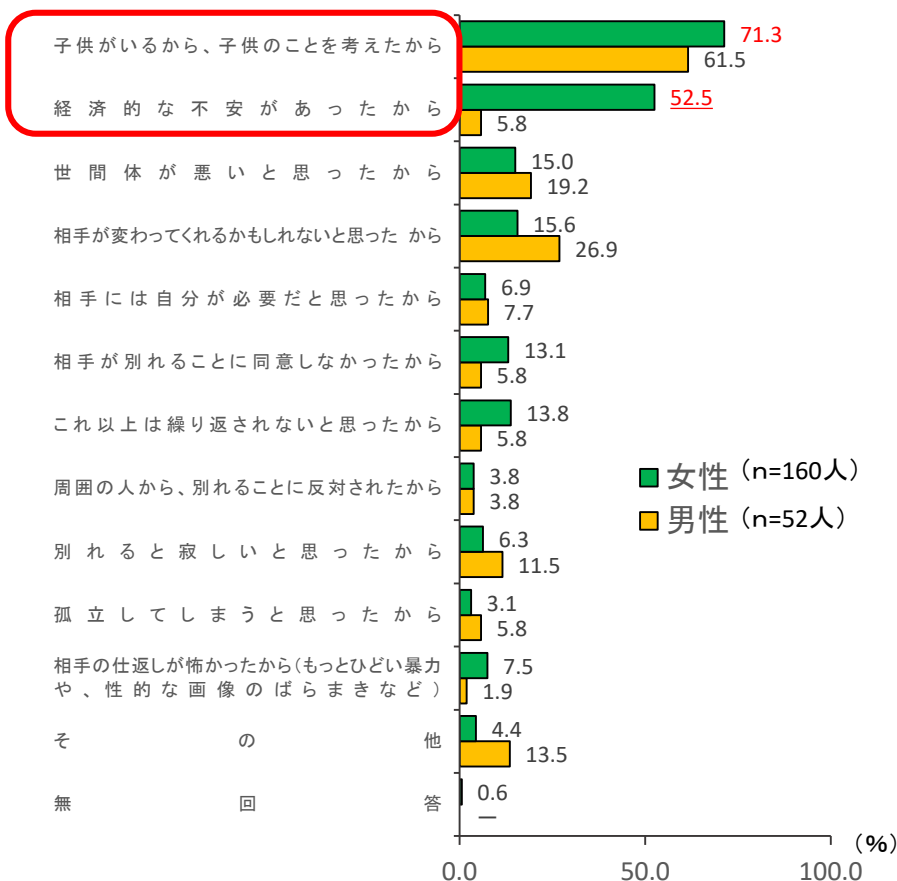
被害を受けた人のうち、相手と別れた人は約2割



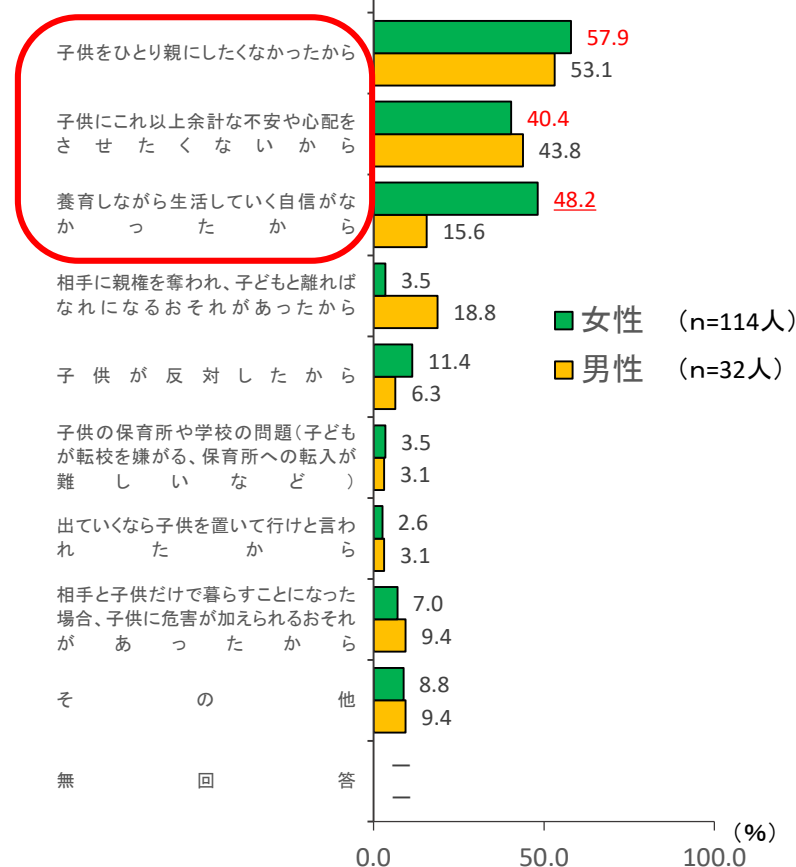
配偶者と別れなかった理由

- ・相手と別れなかった理由で**最も多いのは「子供のこと」**
- ・その最大の理由は「**子供をひとり親にしたくなかったから**」
- ・特に**女性**は、「**経済的不安**」や「**養育しながら生活していく自信がなかったから**」の割合が高い

配偶者と別れなかった理由(複数回答)



子どもが原因で別れなかった最大の理由(複数回答)



配偶者暴力防止法（DV防止法） における「配偶者」の定義

DV法施行
平成13年
10月13日～

- 法律婚の相手方
- 事実婚の相手方



第1次改正
平成16年
12月2日～

- 元法律婚の相手方
- 元事実婚の相手方



第3次改正
平26年
1月3日～

- 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしていないものを除く。）
- 元生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしていなかったものを除く。）

（法第28条の2の
規定により準用）

法第1条第3項で
定義を規定

ただし、離婚後や同棲解消後に始まった暴力であれば、
「配偶者からの暴力」とはみなさない

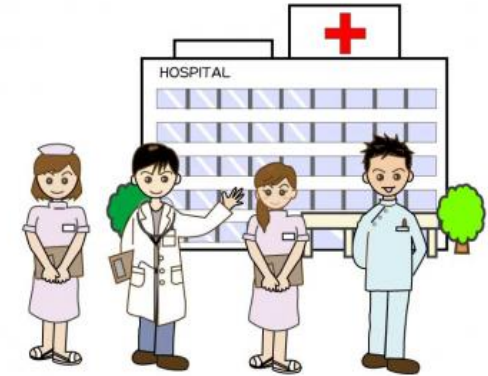
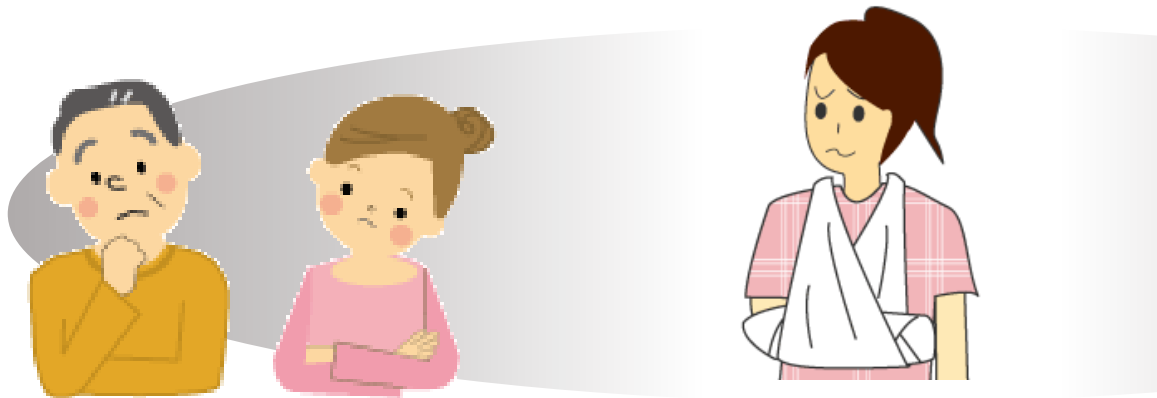
DV防止法における保護命令等の対象となる 暴力の定義

- ☞ 裁判所による保護命令の対象は、
配偶者からの「**身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫**」
を受けた者に限る
- ☞ 通報の対象となる配偶者からの暴力の形態は、「**身体に
対する暴力**」に限る

なお、DV防止法における暴力の定義（全般）については、

- 身体に対する暴力（殴る、叩く、蹴るなど）だけでなく、
- 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
⇒精神的暴力、性的暴力も含まれる（第1次改正で追加）

DV防止法における「通報」について



配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めなければならない。

配偶者暴力相談支援センター



医師その他の医療関係者が配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報することができる。この場合、被害者本人の意思を尊重するよう努めるものとする。

D V 防止法における「保護」について

配偶者から逃れたい・・・

緊急時における安全の確保

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、緊急の保護を求めて来所した被害者の安全の確保と一体的に行うもの（「一時保護」が行われる婦人相談所までの同行支援を行うことも含む。）。

※ センターが設置されていない場合であっても、・・・積極的に実施されることが望ましい（基本方針第2 6（1））。

一時保護

婦人相談所（要保護女子を一時保護する施設を有する）が自ら行い、又は、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター、母子生活支援施設（母子の保護、自立促進のための生活支援施設）等に委託して行う。

保 護

都道府県は、婦人保護施設（要保護女子を收容保護するための施設）において被害者の保護を行うことができる。

DV防止法における「保護命令」について

配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月間です。

退去命令

配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月間です。

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等^(※1)の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月間です。^(※2)

※1 対象は、

- ① 被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- ② 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（①以外の配偶者の子も含む。）です。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信、緊急時以外の夜間の電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害のすべての行為^(※1)を禁止する命令です。

期間は6か月間です。^(※2)

※1 対象は被害者本人のみです。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

配偶者暴力防止法における「相談」等について

配偶者暴力相談支援センター

【全国300か所（うち、市区町村設置127か所）】令和3年4月1日現在）

都道府県や市区町村の様々な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

	全国	都道府県設置	市区町村設置
総数	300	173	127
婦人相談所	50	50	0
男女共同参画センター・女性センター等	50	16	34
福祉事務所・保健所	112	78	34
児童相談所	11	11	0
その他（支庁等）	77	18	59

※ 1つの施設が複数の機能を果たしている場合には、上記の順で上位の種類で集計している

○配偶者暴力相談支援センターの主な機能

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※ 各施設ごとに、そこで果たしている機能の程度は異なります。

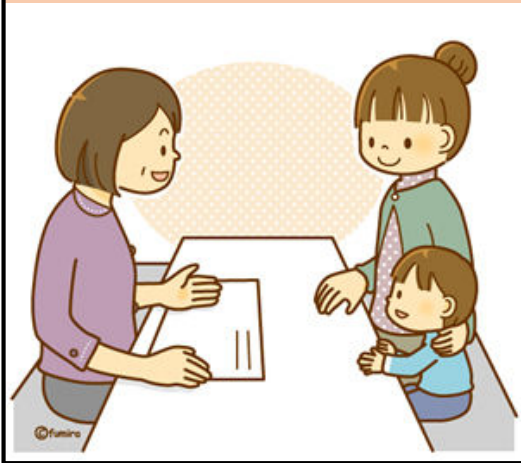
警察（警察官）



被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

DV防止法における「自立支援」について

配偶者暴力相談 支援センター



配偶者暴力相談支援センターでは、自立して生活することを促進するため、様々な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行います。

就業 の促進

職業紹介、職業訓練に関すること 等

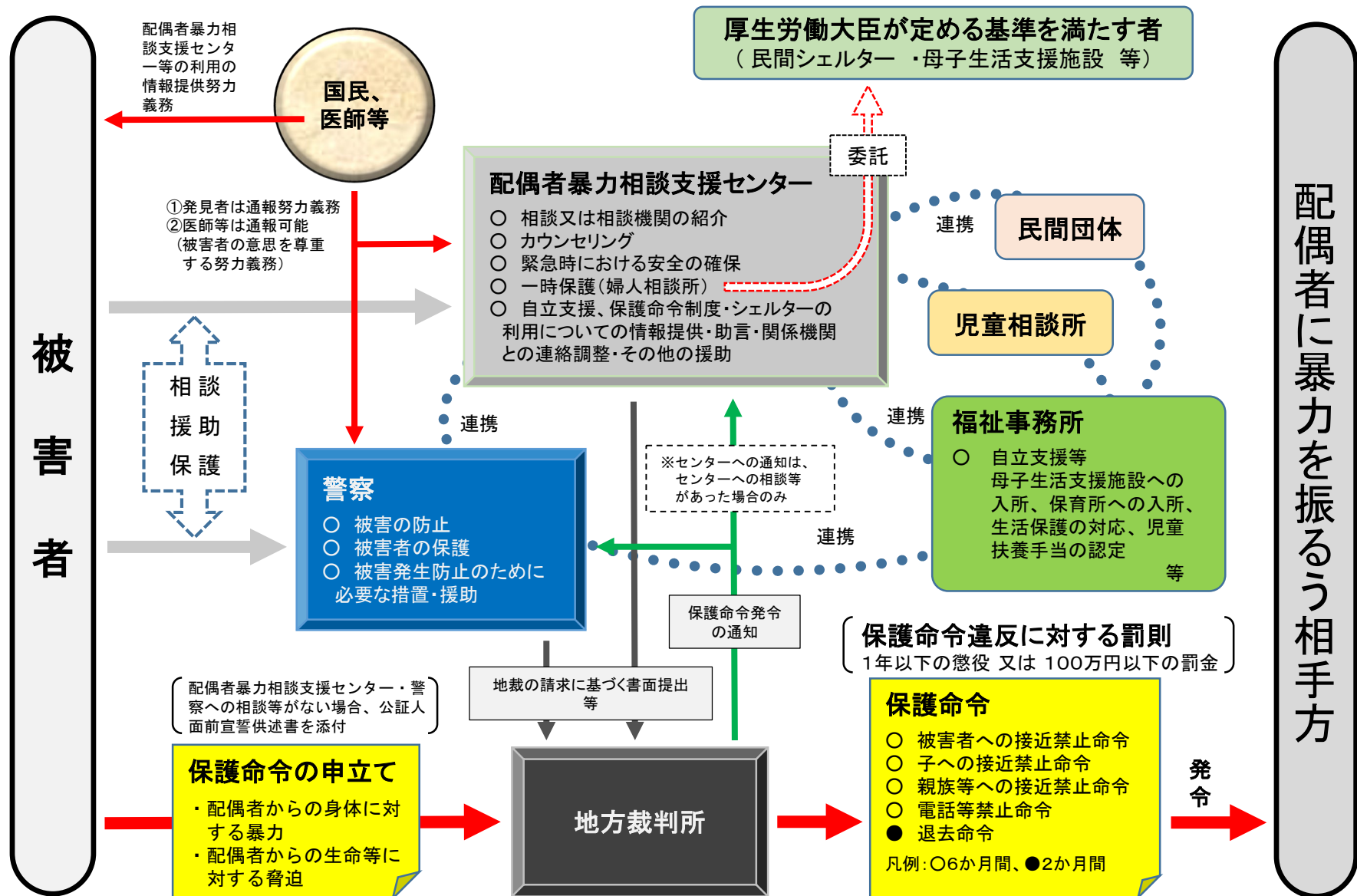
住宅 の確保

公営住宅に関すること 等

援 護

生活保護、児童扶養手当の受給に関すること 等

配偶者暴力防止法のフローチャート



Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶

○配偶者等からの暴力への対策の強化

令和3年6月16日
すべての女性が輝く社会づくり本部・
男女共同参画推進本部決定

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会は、女性活躍・男女共同参画の大前提である。
このため、以下の事項について強力に取り組む。

（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶

○配偶者等からの暴力への対策の強化

①配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討

「DV対策の今後の在り方」（令和3年3月男女共同参画会議
女性に対する暴力に関する専門調査会報告）を踏まえ、暴力
の形態等については、身体的暴力のみならず、精神的暴力、
性的暴力等が考えられることから、通報対象となる配偶者から
の暴力の形態、保護命令の申立てをすることができる被害者
の範囲の拡大等について検討を加える。【内閣府、関係府省】

②民間シェルター等における被害者支援のための取組

配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等が官民連
携の下で行う先進的な取組（①受入体制整備、②専門的・個
別的支援、③切れ目ない総合的支援）を都道府県等に対する
交付金により促進する、パイロット事業を実施し、これにより得
られるニーズに応じた支援のノウハウの蓄積や効果検証、課
題の把握等を行う。【内閣府、関係府省】

③配偶者暴力相談・被害者支援の更なる充実

「DV相談プラス」では、多様なニーズに対応できるよう、24時
間の電 話相談対応、WEB面談対応、10言語の外国語での対
応のほか、オ ンライン・チャット（SNS）相談・メール相談も行っ
ている。また、被害者 に寄り添った、途切れのない一貫した支
援を行うために、各地域の支援機関等と連携し、必要な場合に
は、同行支援や宿泊支援等まで対応する等、相談対応体制の
更なる充実に取り組む。【内閣府】

また、配偶者暴力被害者支援を長期的かつ継続的に行ってい
くためには、支援をする側への支援も必要であることから、支援
員の処遇改善を図る。【内閣府、厚生労働省】

④配偶者暴力対応と児童虐待対応の連携

配偶者暴力と児童虐待は、同一家庭内で同時に発生している
事例が多いことを踏まえ、係属先の機関に関わらず同じ支援が
受けられるよう、配偶者暴力相談支援センター及び児童相談所
を始めとする、配偶者暴力対応と児童虐待対応の関係部署・機
関の合同研修・相互研修を行う。【内閣府、厚生労働省、関係府
省】

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○配偶者等からの暴力への対策の強化

⑤加害者プログラムの試行実施と基礎的なガイドラインの策定

被害者支援の一環として、令和3年度に加害者プログラムを試行実施する。その中で、多機関をつなぐケースワーカーの配置等、機関同士の情報連携の在り方についても検討を進める。その検証結果等を踏まえ、令和3年度内に地方公共団体で活用可能な基礎的なガイドライン、実施団体や実施プログラムの最低基準を策定する。

また、「逃げないDV」対応としても加害者プログラムの検討を進めるとともに、「逃げられないDV」対応も含め、被害者の精神的なサポートを充実させるための支援員の専門性の向上を進める。【内閣府】

⑥婦人保護事業の見直しの検討

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の中間まとめ(令和元年10月)を踏まえ、既存の法体系に関する整理を進め、新たな枠組みの構築に向け、早期に国会での検討が進むよう、必要な対応を行う。【厚生労働省】

⑦デートDVに関する予防のための広報啓発

いわゆるデートDVについて、予防のための若年層への教育及び広報啓発を充実する。【内閣府、文部科学省】

⑧母体保護法の解釈の周知

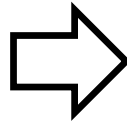
母体保護法第14条第1項第2号において、暴行若しくは脅迫によって妊娠したものについては、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができることとされているが、強制的性交の加害者の同意を求める趣旨ではないこと、また、妊婦が配偶者暴力被害を受けているなど、婚姻関係が実質破綻しており、人工妊娠中絶について配偶者の同意を得ることが困難な場合は、本人の同意だけで足りる場合に該当することについて、関係機関に周知する。【内閣府、厚生労働省】

DV相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】

は れ れ ば

#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえて実施。

24時間電話相談

つなが はやく

0120-279-889

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

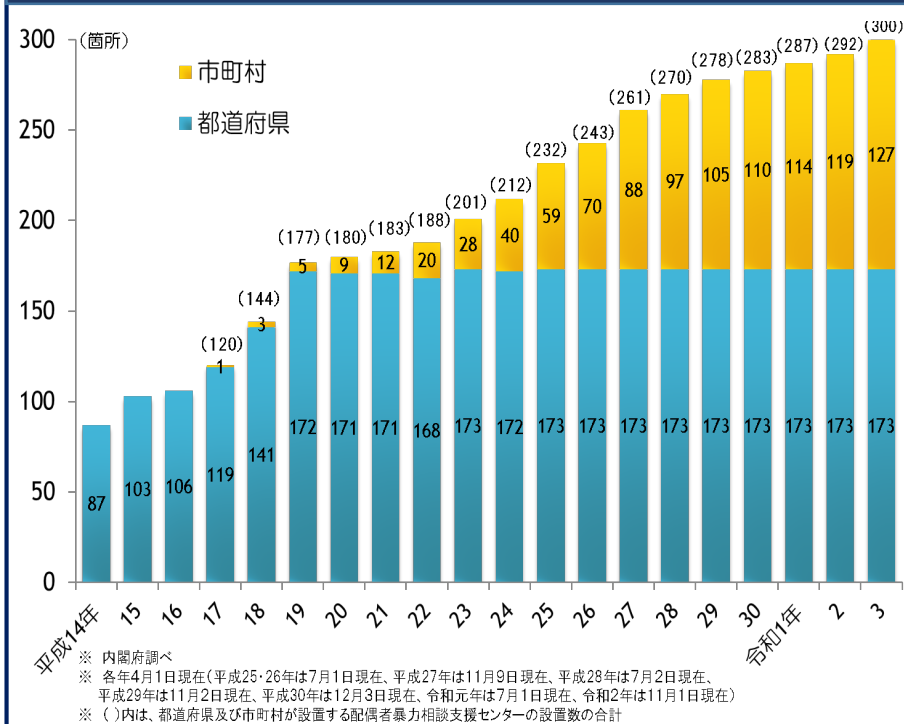
外国語相談(SNS相談)にも対応

10言語

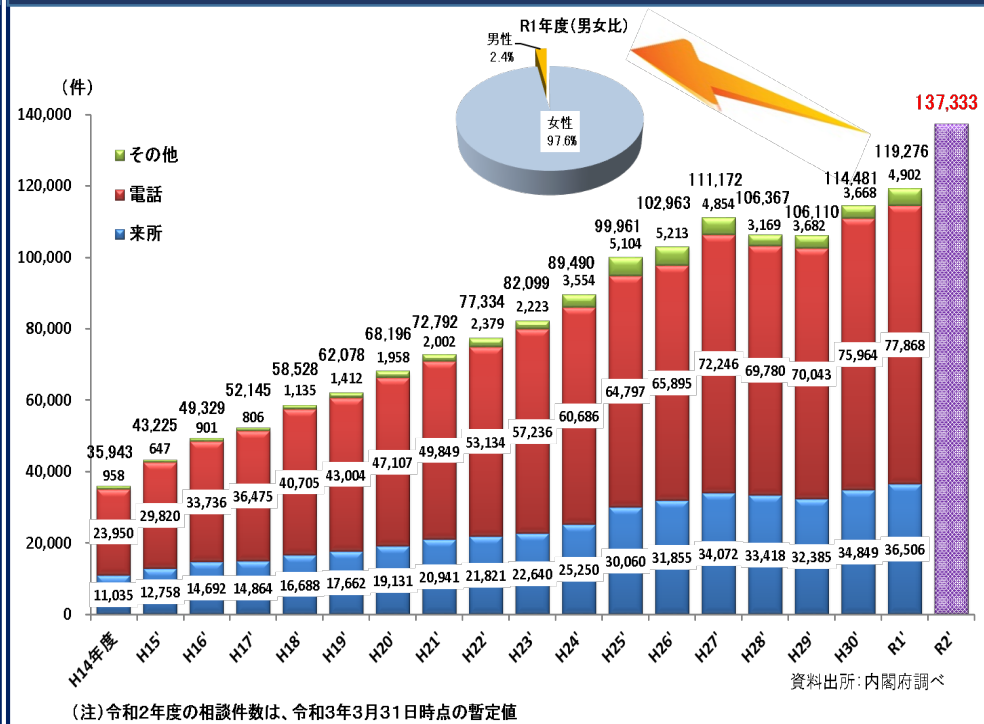
※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

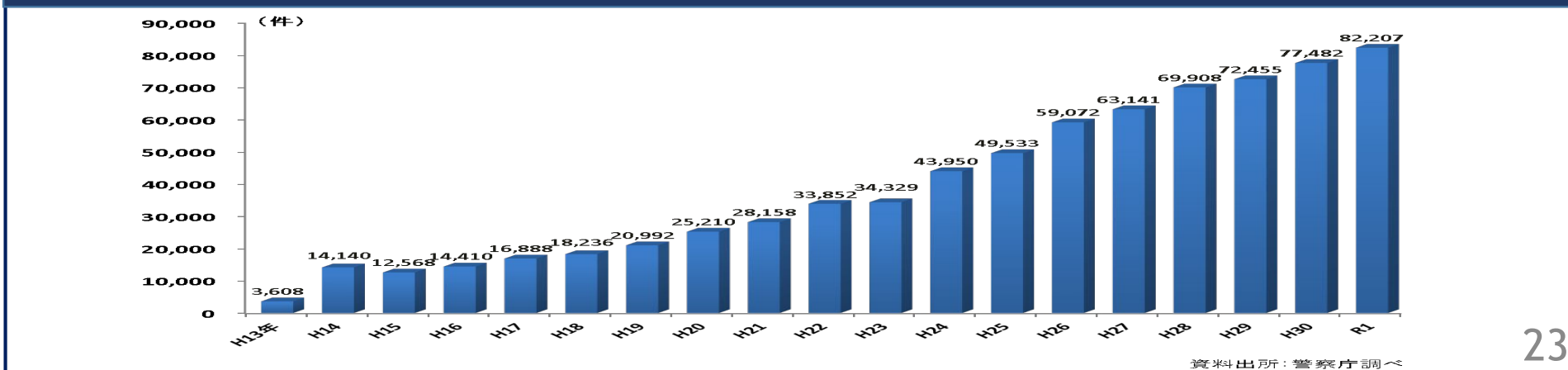
配偶者暴力相談支援センター数の推移



配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移



女性に対する暴力に関する専門調査会報告書 概要

「DV対策の今後の在り方」

(令和3年3月 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会)

背景

- 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、予防と被害からの回復のための取組を推進し暴力の根絶を図ることは、
国としての責務
- 児童福祉法等一部改正法(令和元年6月公布)の附則により、以下の事項について検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。
 - ・通報の対象となるDVの形態、保護命令の申立てをすることができるDV被害者の範囲の拡大
 - ・DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方
- 新型コロナウイルス感染症下のDV相談件数の増加・深刻化や婦人保護事業の見直し、児童虐待対応とDV対応との

報告書の内容

I これまでの取組等

1 これまでの取組

- (1) DV防止法制定及び改正の経緯
- (2) 内閣府における最近の取組
 - ①民間シェルター等の先進的な取組支援(R2.4～)
 - ②加害者プログラムの試行実施(R2.4～)
 - ③相談窓口短縮番号化(#8008)(R2.10～)
 - ④児童虐待対応との連携強化

2 近時のDV対策をめぐる動き

- (1) 婦人保護事業の見直し
 - ①新たな制度の構築に向けた検討
- (2) 新型コロナウイルス感染症問題下における対応
 - ①相談・支援体制の維持・充実
 - ・DV相談プラスの開設(R2.4～)
 - ②特別定額給付金の対応

II DV対策の現状(論点ごとの整理)

- 1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲
- 2 加害者更生のための指導及び支援の在り方
- 3 DV対応と児童虐待対応の連携
- 4 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について
- 5 逃げられない／逃げないDV対応について
- 6 予防教育
- 7 その他(面会交流、被害者の多様な支援)

Ⅲ 今後の課題

DV被害者支援の更なる充実を図るため、以下の課題を指摘。

1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について

- ①自由な考えや行動を繰り返しコントロールされ続けた結果、心身に不調を来したような場合、医師の診断書等により客観性が担保されれば、暴力による「疾病」として扱える。
- ②性的暴力は、望まない妊娠をもたらすものであり、それにより命が脅かされることは、身体的暴力と同視して同等に扱うべき。
- ③非身体的暴力については法益侵害の程度や被害者に与えるダメージは、身体的な暴力と変わるものではなく、長期間持続することにより、回復を困難にさせることから、身体的暴力と同様に扱うべき。

2 通報や保護命令の在り方について

- ①現行制度（接近禁止命令、退去命令）のみでは、得られる選択肢が少なすぎて活用しにくくなっているのではないのか。
- ②保護命令発令までの間、緊急的に暫定的な効力を有する命令の発令についても検討が求められる。

3 加害者更生のための指導及び支援の在り方について

- ①政府においては、加害者の脱暴力への更生指導につき、まずは現行法の枠内でできることに取り組むべき。
- ②加害者をプログラムに通わせることによって関与し続け、脱暴力化を促すとともに、地域においてコントロールすることには意義がある。

4 DV対応と児童虐待対応の連携について

- ①支援センターと児童相談所のどちらが先に関与することになったとしても、同じ支援が受けられるよう、DV対応と児童虐待対応の関係部署・機関の合同研修・相互研修を行うことが必要である。

5 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について

- ①中長期的な支援には、市町村の取組強化が重要であり、市町村の支援センターの設置を更に促進する必要がある。
- ②民間支援団体を地域における支援の中に位置付け、財政的支援ができる枠組みを考えていく必要がある。

6 逃げられない／逃げないDV対応について

○逃げられないDV

- ①逃げる・逃げないを被害者に選択させる前に、まず、精神的なサポートを充実させ、本人が自分のために意思決定できる流れを作っていくことが必要。

○逃げないDV

- ①被害者が逃げることを前提とする支援は、就業継続を困難にし、支援そのものへのアクセスをためらわせる原因になり得る。現行制度に留まらず、被害者が逃げることなく安全を確保できる制度を組み入れていく必要がある。

7 予防教育

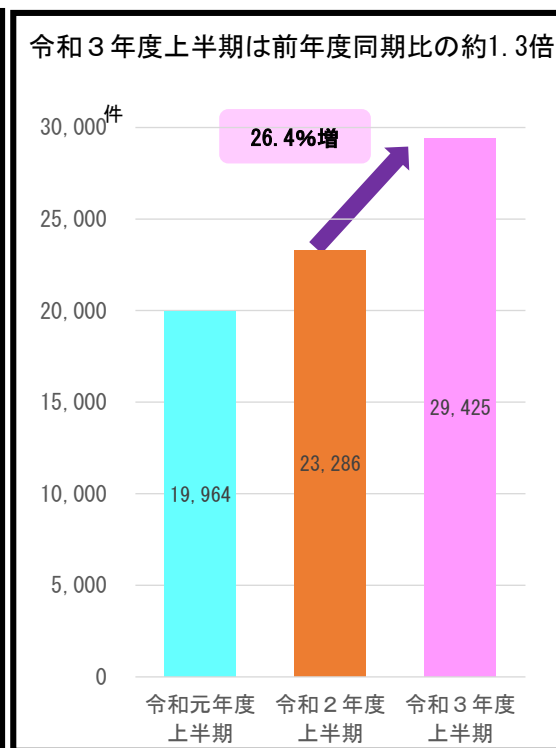
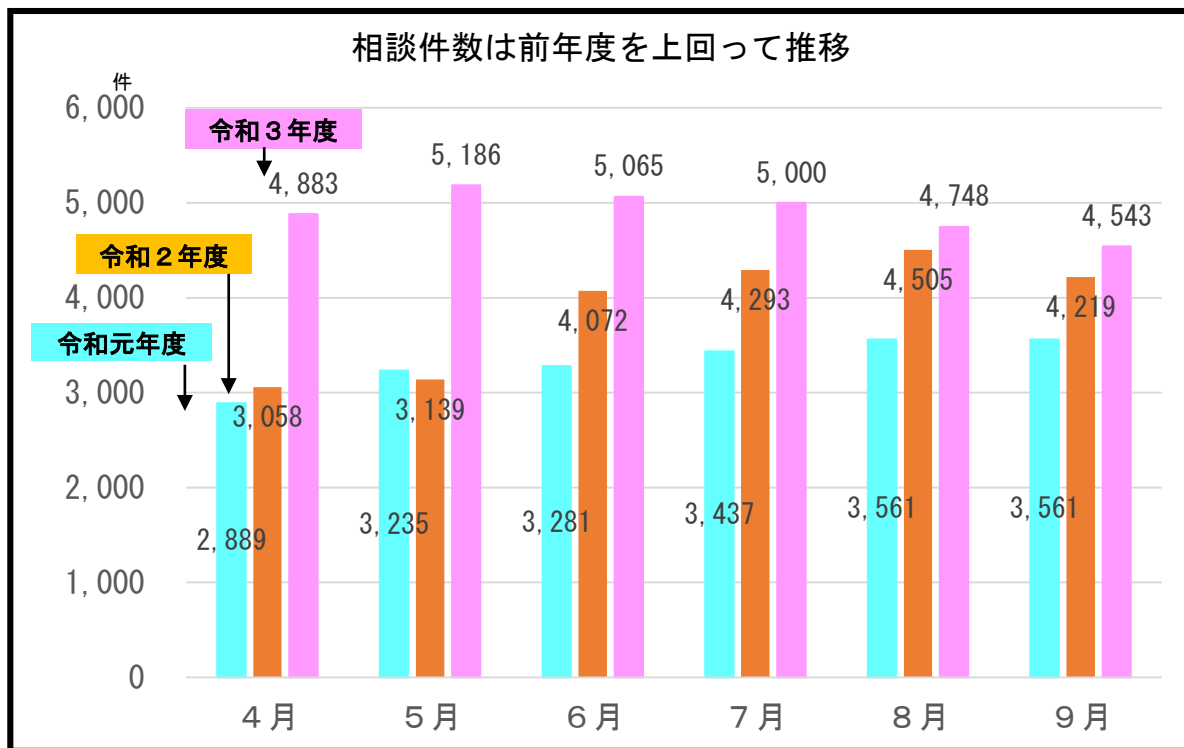
- ①DVの加害者、被害者、傍観者にならないための教育が肝要。

8 その他

- ①これまでは、被害者に気づきを促し、相談を呼び掛ける広報・啓発が主であったが、今後は、第三者がDVを見過ごさないよう呼びかけることも重要。
- ②被害者支援を行っていく上では、DV対応担当部署のみならず、他施策をより専門的に行っている部署との連携も必要。
- ③支援員の次世代育成を進め、世代交代を図りながら支援の質を上げていくためには、賃金をはじめとする待遇改善等の検討も必要。

性犯罪・性暴力

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 全国の相談件数の推移（令和3年度上半期）



注：相談件数は、電話・面接・メール・SNS等による相談の合計

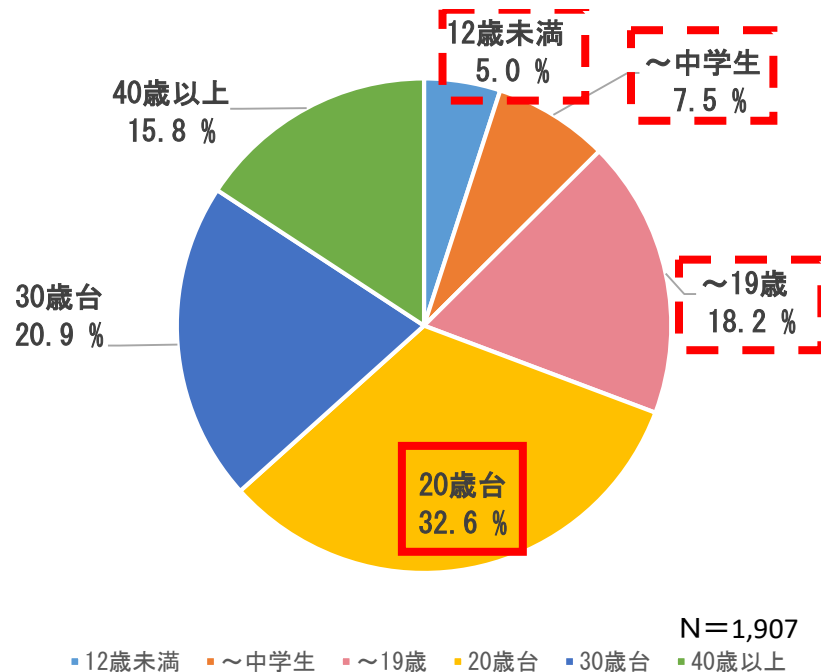
資料出所：内閣府調べ

性犯罪・性暴力被害の相談者の年齢

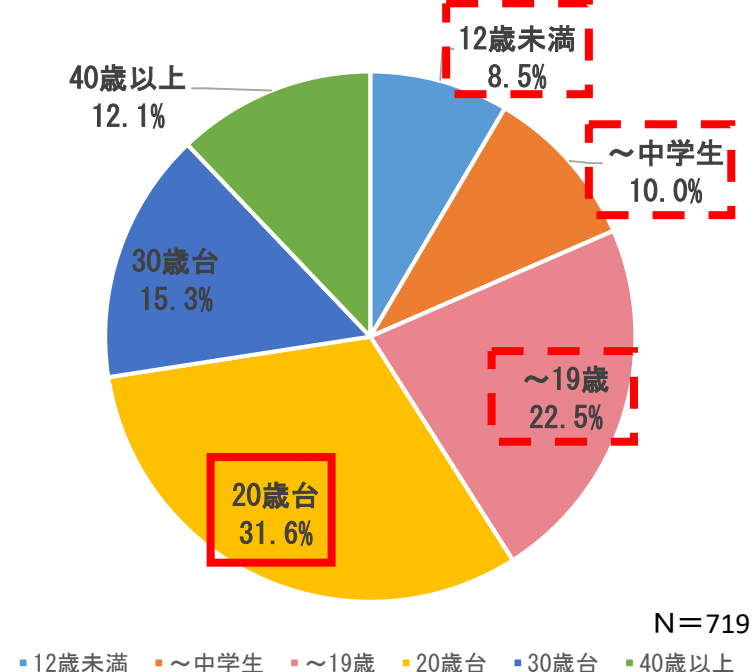
被害者の年齢

電話相談、面談とも、20代以下が約7割

<電話相談>



<面談>



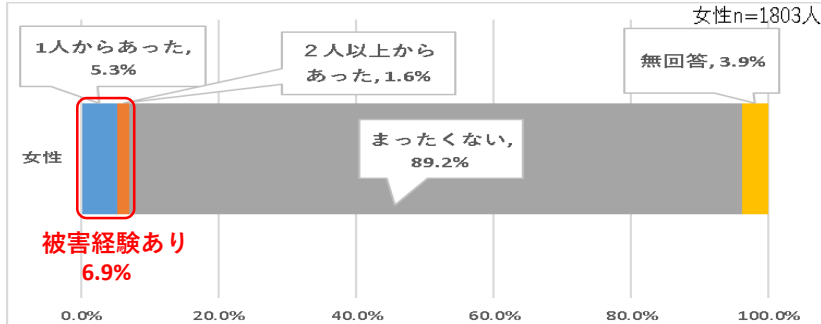
※年代が不明の相談者を除いた場合の割合（令和元年6月～8月）

- ・電話相談では、20歳台が32.6%、面談でも、20歳台が31.6%と最も多い。
- ・面談では、4割以上を10代以下の被害者が占めており、中学生以下に限っても、約2割に上る。

「無理やりに性交等をされた被害経験」について

① 無理やりに性交等をされた被害経験

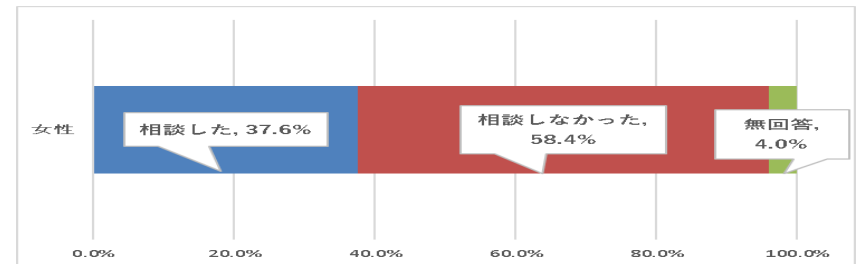
- 女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験がある。



③ 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

- 被害を受けた女性の約6割はどこにも相談していない。

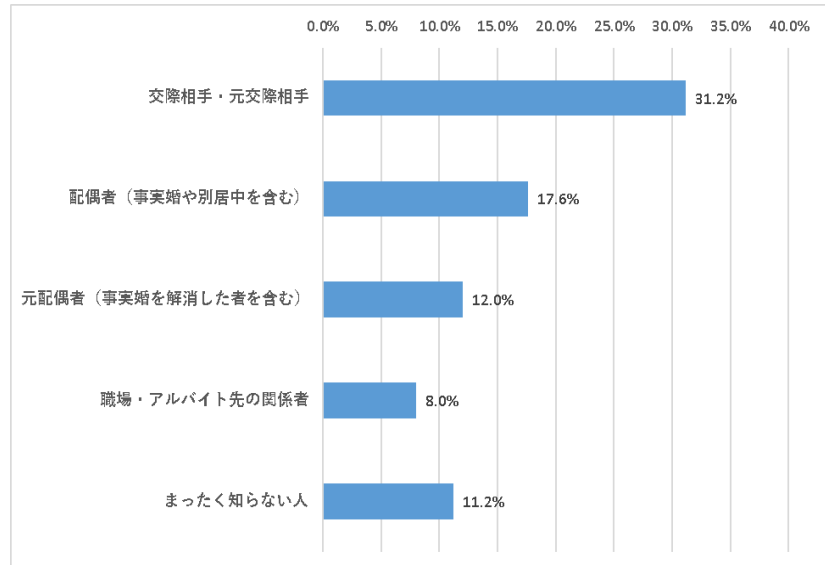
女性n=125人



② 加害者との関係（複数回答）

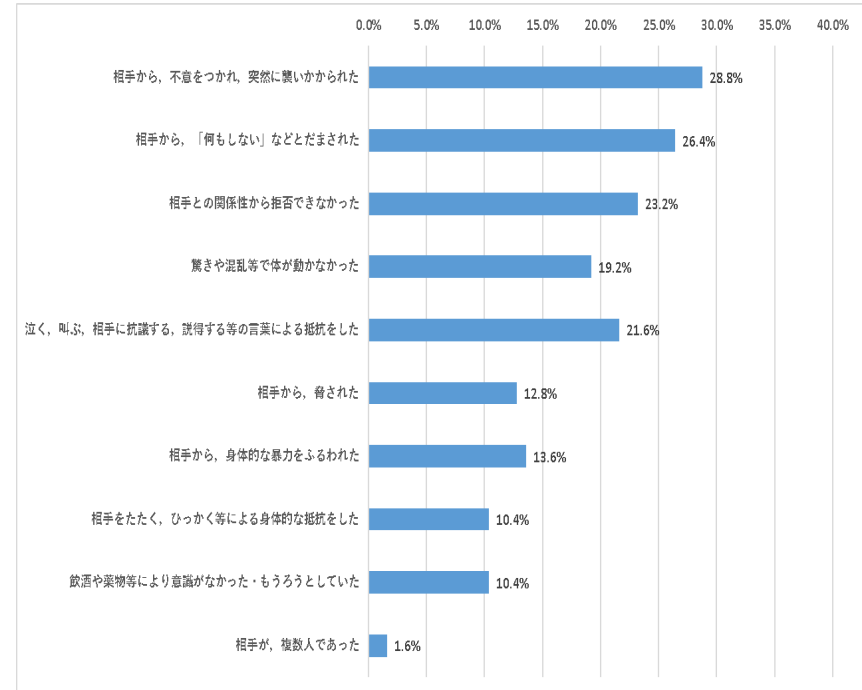
- 女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、「まったく知らない人」が約1割。

女性n=125人



④ 被害にあったときの状況（複数回答）

女性n=125人



性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）

刑事法に関する検討とその
結果を踏まえた適切な対処

- 「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討
- 児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討

性犯罪者に対する再犯防止
施策の更なる充実

- 専門的プログラムの拡充の検討
- 出所者情報の地方公共団体への提供
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討

被害申告・相談をしやすい
環境の整備

- 被害届の即時受理の徹底
- 二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修）
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ・SNS相談の通年実施の検討
 - ・夜間休日コールセンターの設置検討
 - ・センター等の増設の検討

切れ目のない手厚い被害者
支援の確立

- ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化
- 中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携）
- 障害者や男性等の多様な被害者支援の充実

教育・啓発活動を通じた
社会の意識改革と暴力予防

- 生命（いのち）を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育
 - ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等
- 学校等の相談対応体制の強化
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し）
- 社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）

方針の確実な実行

- 7月に具体的な工程
- 毎年4月にフォローアップ
- 性暴力の実態把握

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について（概要）

（令和3年3月26日 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議決定）

ワンストップ支援センターにつながるための相談体制の強化

① ワンストップ支援センターの周知の徹底

全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知・広報の推進、通話料無料化の検討（令和4年度）
中学生・高校生・大学生や保護者等に対する周知

② 多様な相談手段の提供

SNS相談（キュアタイム）の通年実施（令和3年4月から）、メール相談、オンライン相談、手話、外国語通訳の活用等の促進

③ 24時間・365日対応の推進／コールセンターの設置及び都道府県における緊急対応体制の整備

コールセンターの設置（令和3年秋）に向けた準備
都道府県における相談対応体制及び緊急対応体制の整備（令和2年12月に通知）、コールセンターへのコーディネーターの配置
交付金を通じた相談員への研修の実施、相談員への適切な処遇の提供、緊急時の同行支援等の取組の促進

④ ワンストップ支援センターの増設 支援拠点の増設に対する支援（令和3年度）

ワンストップ支援センターの支援体制の強化

⑤ 病院など地域における関係機関との連携強化

都道府県の好事例を参考とした積極的な取組の促進
関係機関が連携し、適切な証拠採取・保管が行われるよう、警察庁からの通達及び内閣府からの通知
コーディネーターの配置及び育成や処遇改善の取組の促進、事務職員の配置の推進（令和3年度）

⑥ 職員の研修の充実

オンライン研修教材の開発・提供（令和2年度）、相談員等に対する集合研修の実施の検討（令和3年度以降）
センター長やコーディネーターに対する研修の実施（令和3年度）、地域における関係機関と連携した合同研修の実施の促進

⑦ 中長期的な支援体制

専門的知識を備えた医師等の育成及び適切な処遇の検討
福祉部局等における研修等、婦人保護施設における心理的ケアや自立支援、同伴児童への学習支援の推進
学校と連携した支援の推進、児童相談所における児童心理司の増員

⑧ 被害者の医療費負担の軽減

急性期の医療費支援について、被害者の居住地及び被害の発生地に関わらず対象とするよう対応依頼（令和2年12月に通知）
監護者への精神的ケアも含まれることなどについて、医療費支援対象の周知

⑨ 多様な被害者支援の充実

障害者、男性等の支援の状況についての事例調査・分析を実施し、必要な取組みや好事例を把握（令和3年度）
関係機関において協力し、必要な研修を実施（令和3年度以降）

好事例

24時間365日対応（滋賀県）、オンコール体制整備（山口県）、支援拠点の増設（鳥取県）
病院拠点型・病院との提携の強化（栃木県）、証拠採取・保管（埼玉県）、医療費支援（三重県）

女性活躍・男女共同参画の重点方針2021（本文からの抜粋）

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶

○性犯罪・性暴力対策の強化

令和3年6月16日
すべての女性が輝く社会づくり本部・
男女共同参画推進本部決定

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会は、女性活躍・男女共同参画の大前提である。
このため、以下の事項について強力に取り組む。

（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶

○性犯罪・性暴力対策の強化

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、令和4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、関係府省において、以下の実効性ある取組等を速やかに進めていく。特に、「集中強化期間」の最終年度である令和4年度に向けて、取組をより一層強化する。

①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化

ア ワンストップ支援センターにおける相談員の処遇改善

性犯罪・性暴力被害者のための交付金を拡充し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の安定的な運営、相談員の処遇改善を図る。また、被害者支援に携わる公認心理師等に向けた研修を実施するなど、支援員の人材育成等を強化する。【内閣府、厚生労働省】

イ ワンストップ支援センターにおける多様な相談手段の提供

若年層や障害者を含む相談者が利用しやすいよう、SNS相談のシステムを改善する。また、メール相談やオンライン面談、手話、外国語通訳の活用等を推進する。【内閣府】

ウ ワンストップ支援センターの周知徹底

被害者がより相談しやすい環境を整えるため、ワンストップ支援センター全国共通短縮番号の周知・広報を進める。全国共通短縮番号については、運用の在り方や令和4年度における通話料無料化を検討する。また、教育委員会等と連携して、中学生・高校生・大学生・保護者等に対し、一般向けに加えて、児童に配慮したわかりやすい広報資料を配布することや、警察や地方公共団体等の公共施設への資料の配布等を通じて、ワンストップ支援センターの周知を徹底する。また、地域における連携体制を構築するため、病院を始めとする関係機関に対し、ワンストップ支援センターの役割等について周知を徹底する。

【内閣府、関係府省】

エ ワンストップ支援センターの24時間・365日対応の推進

ワンストップ支援センターの24時間・365日化の取組を支援するとともに、全国で被害について相談し、必要な支援が受けられるよう、国において、夜間休日に対応できるコールセンターを令和3年秋に設置する。コールセンターの設置にあたっては、ワンストップ支援センターとの円滑な連携体制の構築や、緊急時に都道府県と連携した対応を図ることができるよう、体制整備を進める。また、地域において性暴力被害者の支援を行う医療関係者等の専門家の育成を推進し、ワンストップ支援センターの支援体制の強化を図る。加えて、ワンストップ支援センターの全国的なネットワーク構築のための取組を進める。

【内閣府、厚生労働省】

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○ 性犯罪・性暴力対策の強化

② 刑事法の改正の検討

刑事の実体法・手続法に関し、「性犯罪に関する刑事法検討会」において検討すべき論点とされた暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方、地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方、いわゆる性交同意年齢の在り方、性的姿態の撮影行為に対する処罰規定の在り方、公訴時効の在り方、司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方等について検討を進め、検討結果に基づいて、法改正を含め所要の措置を講じる。刑事手続において被害者等の氏名等の情報を保護するための法改正について検討を進める。【法務省、関係府省】

③ 生命(いのち)の安全教育の令和5年度全国展開に向けた取組

生命を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための、「生命(いのち)の安全教育」について、保護者への周知を含め、進める。このため、性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を令和3年度、令和4年度に実施し、教育機関における実証を通じた指導モデルを開発する。モデル事業の成果や課題を踏まえ、令和5年度に、全国の小中高の各学校において、地域の実情に応じた教育を実施する。その際、目標を定めて全国への展開を図る。全国展開に向けて、教育委員会における「生命(いのち)の安全教育」を推進する取組を支援する。

【内閣府、文部科学省、関係府省】

④ 子供に対するわいせつ行為の根絶

わいせつ行為は性暴力である。
第204回国会において成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」における特定免許失効者等については、その後の事情等により適当と認められる場合に限り教員免許状が再授与されると規定されているものであり、同規定及び立法趣旨を踏まえた適切な運用を図るべく、必要な取組を進める。

また、児童生徒等に対してわいせつ行為を行った教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うよう各教育委員会へ徹底するとともに、懲戒免職処分歴等の情報の検索可能な期間を直近40年間に大幅延長した「官報情報検索ツール」の更なる活用を促すなど、実効的な方策を速やかに検討・実施する。【文部科学省】

あわせて、保育士についても実態把握を進めるとともに、保育士資格についても特定免許失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討する。わいせつ行為等を行ったベビーシッターに対する事業停止命令等の発令に関して周知徹底し、当該事業停止命令等の行政処分歴に関する情報を共有・公表する仕組みの構築に取り組む。【厚生労働省、関係府省】

教育・保育施設等や子供が活動する場において、子供に対するわいせつ行為が行われないう、行政機関が保有する情報を集約・活用し、有償、無償を問わずその職に就こうとする者から子供を守ることができるような仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進める。【内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

⑤ 学校等で相談を受ける体制の強化

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充、児童生徒等が個別に相談できる場所の確保等を通じ、学校等で性被害に関する相談を受ける体制を強化するとともに、相談を受けた場合の教職員の対応方法等について「生命(いのち)の安全教育」教材の指導の手引きの周知や研修を充実する。

加えて、被害を受けた児童生徒等が適切に保護されるよう、学校や児童相談所を始めとする関係機関の連携を強化する。学校等で児童生徒等の被害が発見された場合には、必要に応じて、児童相談所で被害の聞き取りを実施できるような体制を整備する。

【文部科学省、厚生労働省、関係府省】

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○ 性犯罪・性暴力対策の強化

⑥ 性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している認知行動療法を活かした専門的プログラムについて、その更なる拡充の検討を進めるとともに、刑事手続終了後も地域社会において、プログラムの提供、福祉機関を含む多機関連携による社会復帰支援等、性犯罪者に対する再犯防止施策が推進されるよう、地方公共団体に対する支援を検討する。また、諸外国の法制度・運用等に関する実情調査等を通じ、GPS機器の装着義務付けなど新たな再犯防止対策について検討を行う。

【法務省、関係府省】

⑦ 警察における被害申告・相談をしやすい環境の整備

性犯罪被害の届出の即時受理の徹底、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置、性犯罪指定捜査員としての女性警察官等の指定、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象とした研修の充実、ワンストップ支援センター等関係機関との連携、証拠採取と保管の徹底等を推進する。また、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通短縮番号を適切に運用するとともに、国民への更なる周知を図る。【警察庁】

⑧ AV出演強要問題への対応の強化等

AV出演強要問題に関する広報・啓発及び教育機関との連携の強化、相談窓口の周知徹底など、被害に遭わないための取組を強化する。また、取締りを強化するとともに、被害者の支援のため、ワンストップ支援センターにおける多様な相談手段(SNS相談等)の提供のための支援を強化する。【内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、文部科学省】

⑨ インターネット上の性的な暴力、児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組

関係法令の適用により、違法行為に対して、事案に応じたより一層厳正な対応を行うとともに、民間団体のネットパトロール等とも連携し、速やかに削除要請を行う。【警察庁、総務省、法務省】

また、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自画撮り被害(だまされたり、脅かされたりして児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。)を防止するための児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の多角的かつ包括的な対策を総合的に推進する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

⑩ 障害がある被害者への配慮の充実

刑事手続の運用の在り方に関して、被害者の事情聴取の在り方等について、知的障害、発達障害、精神障害等、広く精神に障害がある性犯罪被害者に対する代表者聴取の試行等の取組を通じ、より一層適切なものとなるよう検討を行う。【法務省、関係府省】

⑪ ハラスメント防止対策の推進

テレワークやオンラインの場合も含め雇用の場におけるハラスメントを防止するため、説明会の開催やパンフレット等の作成・配布等により、行ってはならない旨の周知を行うほか、12月の「ハラスメント撲滅月間」に集中的な広報・啓発を行う。【厚生労働省】

また、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントや教職員が学生に対して行うハラスメント等の防止のため、令和3年度中に大学等の関係者が集まる各種会議等において、各大学における取組の好事例の発信や、相談窓口の周知等を行う。【文部科学省】

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1～)



「#8891」
(はやくワンストップ)

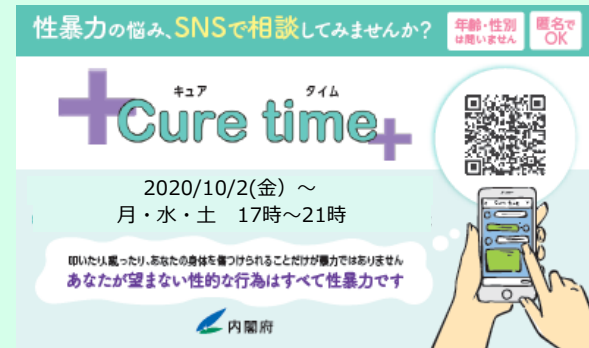
性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1～)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2～

☆御相談は24時間365日、書き込み可能です。☆



同意のない性的な行為は
全て性暴力です。

匿名で相談できるSNS相談室
Cure time+



キュアタイム

検索

令和3年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

政府では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

潜在化しやすい女性に対する暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。今年のテーマは「**性暴力を、なくそう**」。

○ 啓発物の作成・配布（ポスター・リーフレット・カード・シール・パープルリボンバッジ）

「性暴力をなくす」という社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。

【ポスター等で伝えたいメッセージ】

- ・ 傷つけた方が悪い。性暴力に言い訳は通らない。
- ・ 望まない性的な行為は、性暴力です。
- ・ 性暴力の悩み、ひとりで悩まず、相談を。



<啓発カード>



<啓発シール>



<令和3年度ポスター・リーフレット>



<描きおろし漫画>

○ 漫画家 西原理恵子さん描きおろし漫画

○ パープル・ライトアップ

全国47都道府県・300か所以上で、ランドマークを女性に対する暴力の根絶のシンボルカラーである紫色へのライトアップを実施予定。

【主な実施予定施設（都内）】

- ・ 迎賓館赤坂離宮 11月12日（金）、13日（土）いずれも16:30～18:30 ※一般公開は18:00まで（最終入場は17:30）
- ・ 東京スカイツリー® 11月12日（金）17:30～22:00

その他実施予定施設はこちら→



○ 全閣僚による運動期間中のパープルリボンバッジの着用

○ 企業との連携

賛同企業による、SNS等での周知や社員のパープルリボンバッジ着用

○ 政府広報との連携

- ・ BS朝日「宇賀なつみの そこ 教えて！」
- ・ Yahoo!バナー広告（11/8～11/14）
- ・ 視覚障害者向け広報

<賛同企業>



<パープルリボンバッジ>

女性に対する暴力に関する 外国政府からの指摘

女性に対する暴力に関する外国政府からの指摘

2021年米国務省人身取引報告書での指摘

・ JKビジネス

- 未成年の女子高生と成人との出会いを斡旋する「JK」ビジネスやポルノ出演強要における性的搾取目的の児童の人身取引に対する法執行措置について、3年連続で報告しなかった。
- 8つの主要都道府県は、「JK」ビジネスを禁止し、18歳未満の少女が「援助交際」業で働くことを禁じるか、または「JK」ビジネスの営業者に対し、各地の公安委員会に従業員名簿を登録することを義務付ける条例を維持した。
- 前年と同様、当局から、同条例違反で認知した営業所の数や閉鎖となった営業所の報告はなかった（2019年は報告なし、2018年に認知した営業所は137カ所、閉鎖した営業所はなし）。また当局から、「JK」ビジネスを取り巻く犯罪行為に関与した疑いのある者を1人でも逮捕したという報告もなかった（2019年は報告なし、2018年は69人の被逮捕者）。

・ 人身取引広報関係

- 性的搾取目的の人身取引の男性被害者や強制労働を認知する取り組みを高めるべき。
- 商業的性行為の需要削減に十分な努力を払わなかった。また、JKビジネスへの啓発活動の内容の多くは、需要者側を対象にしているのではなく、被害者を対象にしたものであった。

・ AV出演強要

- モデルや芸能事務所に見せかけた団体の中には、詐欺的な募集手段を用いて、日本人男性、女性、少年および少女に不明瞭な契約書に署名するよう強要し、その後、法的手段を取る、あるいは不名誉な写真を公表すると言って脅し、ポルノへの出演を強要する団体もある。

女性に対する暴力に関する外国政府からの指摘

2021年米国務省人身取引報告書での指摘

・援助交際

- 人身取引犯はまた、日本人と外国人、特に家出をした十代の少年少女を、性的搾取を目的とした人身取引の被害にさらしている。
- 組織犯罪とつながりがあることが多い「援助交際」やさまざまな形態の「JK」ビジネスが、性的搾取を目的とした日本人少年少女の人身取引を依然として助長している。報告によると、中国、韓国、ラオス、フィリピン、シンガポール、ベトナムからの未成年者が、こうした場所で搾取されている。
- パンデミックの影響で失業者や家庭内暴力が急増し、日本の一部の女性や少女、特に家出中の児童が「援助交際」をする危険性が高まった。NGOの報告によると、人身取引業者がソーシャルメディアサイトを利用して、このような目的で女性や少女に接触するケースが増えている。

G7各国の渡航情報での指摘

・痴漢

- ＜カナダ＞（日本へ）一人で旅行する女性は、何らかの形の嫌がらせや性的な言葉による被害を受ける可能性がある。混雑した地下鉄や電車では、不適切な接触が発生する可能性がある。一部の地下鉄や電車では、混雑する時間帯に女性専用の車両がある。
- ＜英国＞通勤電車の中で、女性の乗客に不適切なタッチをする「痴漢」の報告は、かなり頻繁にある。警察は、加害者に向けて大きな声を出すことで注意を引き、他の乗客に電車のスタッフを呼んでもらうようにアドバイスをしている。